

# 訪問介護サービス 重要事項説明書



## 1. 事業者の目的と運営方針

事業の目的	社会福祉法人 大東福祉会が運営する訪問介護サービス事業の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者又は従業員が、要介護状態または要支援状態にあるご利用者に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。
運営方針	ご利用者の心身等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事、着替えなどの介護及びその他生活全体にわたる援助を行います。また、関係市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
基本理念	人間性を尊重し施設に関わるすべての人たちの心を豊かにできる施設づくりを目指します。

## 2. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 大東福祉会
事業者の所在地	岐阜県大垣市東前1丁目79番地
代表者名	理事長 西尾 浩志
電話番号	(0584)82-2800

## 3. ご利用施設

施設の名称	大東ホームヘルプサービス
指定事業者番号	岐阜県 2172100410 号 (平成12年3月28日指定)
施設の所在地	岐阜県大垣市東前1丁目79番地
管理者名	関根 良一
電話番号	(0584)82-2802
FAX番号	(0584)82-2881
通常の実施地域	大垣市

## 4. 他に運営する介護保険関連事業等

介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ゴールドライフ大東 県指定事業者番号 岐阜県 2172100147 号
短期入所生活介護	大東ショートステイホーム 県指定事業者番号 岐阜県 2172100147 号
通所介護(通常相携型)	大東デイサービスセンター

居宅介護支援事業	県指定事業者番号 岐阜県 2172100253 号 大東在宅介護支援センター 市指定事業者番号 大垣市 2172100048 号
認知症対応型共同生活介護	大東グループホーム 市指定事業者番号 大垣市 2171100832 号
その他	各障害者福祉サービス事業所 大東デイサービスセンター(障害・知的) 大東ショートステイホーム(障害・知的) 住宅型有料老人ホーム ひだまりライフ大東

## 5 . 職員体制・業務内容

従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1名	常勤 1名
事業所の管理を一元的に行います。 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。		
サービス提供責任者 (介護福祉士)	1名	常勤 1名 勤務時間帯 (8:30 ~ 17:30)
利用の申し込みに係る調整を行います。 訪問介護計画の作成、利用者へ説明を行い同意を得ます。 利用者へ訪問介護計画を交付します。 実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業所と連携を図ります。 訪問介護員に対し具体的な援助目標や内容を指示し、利用者の状況等を伝達します。 訪問介護員の業務の実施状況を把握します。 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理をします。 訪問介護員に対し技術指導等を実施します。 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。		
訪問介護員養成研修2級 課程を修了した者	9名	常勤 2名、非常勤 7名 勤務時間帯 (シフトによる)
訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護サービスを提供します。 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術でサービス提供します。 サービス提供後、利用者の心身の状況等についてサービス提供責任者に報告します。 サービス提供責任者から利用者の状況について情報伝達を受けます。		
事務職員	1名	
介護給付費等の請求事務を行います。		

## 6 . 営業日・営業時間

営業日	月曜日～日曜日 (祝日も営業致します)
営業時間	7:00～19:00 (以外の時間帯要相談)

## 7 . 提供サービスの内容

(1) 身体介護

① 食事介助

配膳から下膳まで含め食事介助、見守り声かけを行います。

② 入浴介助(清拭や部分浴)

入浴の準備、浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身洗髪、清拭、部分浴を行います。

③ 排泄介助

トイレの移動、ポータブルトイレ等、オムツ交換、介助又は見守り、誘導を行います。

④ 更衣介助

衣類の着脱の介助を行います。

⑤ 整容介助

整髪、洗面、歯磨き等の介助を行います。

⑥ 起床就寝介助・移動移乗介助・体位変換

ベッドへの誘導、起き上がりの介助、歩行支援、車椅子へ移乗の介助を行います。

褥瘡、褥瘡予防等に要する安楽な体位へ介助を行います。

⑦ 服薬介助

配薬された薬等の確認、服薬等のお手伝い確認を行います。

⑧ 通院介助

一部実費サービスになります。

⑨ 自立支援を促すその他の身体介護(自立生活支援のための見守りの援助)

洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより、自立支援を促します。

一緒に手助けしながら行う調理(安全確認声かけ、疲労度の確認)を行います。

一緒に店に行き、利用者が品物を選べるように援助します。等の事です。

(2) 生活援助 (同居家族がいる場合生活援助を行うことはできません)

① 買い物・薬の受け取り

日用品や食料品など日常生活に必要な物品の買い物を行います。

利用者宅から買い物に出かける、薬をとりに行きます。

② 調理

下ごしらえ、調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。

③ 掃除・ゴミ出し・整理整頓

日常的に使用している部屋、トイレ、洗面所、風呂場、台所等、整理整頓を行います。

④ 洗濯・修繕

衣類の洗濯、乾燥取り込み、たたみ、収納等を行います。

専門的技術が必要なく短時間でできる修繕を行います。

⑤ 寝具の管理

布団干し、シーツ交換を行います。

※ その他介護相談や日常生活上の介助や世話を提供できます。

8 . 介護保険給付として適当でないサービス

(1) 利用者本人以外に対してのサービスになってしまう行為

① 利用者以外のものに係る洗濯・調理・買物・布団干し等

日常使わない買物、家族分の洗濯や調理等はいけません。

② 主として利用者が使用する居室以外の掃除

本人が使っていない部屋の掃除、庭等の敷地の掃除は行えません。

③ 来客の応接や留守番

(2) 最低限の日常生活を営むのに超えている行為

① 草むしりや花や木の水やり

② ペットの散歩や世話

③ 家具、電化製品の移動、模様替え

(3) 年に数回しか発生しない行為

① 大掃除、ワックスがけ、雨戸や窓掃除、エアコンの掃除

② 洗車、家屋の修繕

(4) 金銭の管理(振込、預貯金の引き出し・預け入れ)

※ ついでにとってしまうことも介護保険では適応外になります。

## 9 . 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供にあたって、以下に該当する行為は行いません。

① デイサービス等への施設送迎

② 他の専門職により行われるべき行為(医療行為・リハビリ)

③ 利用者又は家族等からの金銭、または物品の授受

④ サービス中の飲酒・喫煙

⑤ サービス従業者又は利用者、家族に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動

⑥ 利用者又は家族等に行う迷惑行為等

## 10 . サービス利用にあたっての留意事項

(1) サービスの変更や中止

体調不良、天候・災害等の理由により、サービスの提供が困難であると事業者が判断した場合は、サービス内容の変更又はご利用を中止して頂く場合があります。

(2) 連絡事項

医師等からの注意事項や体調変化等がある場合は必ずご連絡ください。

(3) 報告事項

利用者に感染症等がある場合または罹患した場合は、必ず事前に申し出て下さい。

(4) サービス利用にあたっての禁止事項

訪問介護員及び事業所に対して行う暴力・暴言、いやがらせ、誹謗中傷等の迷惑行為。  
(物を投げつける、刃物を向ける等)

セクシュアルハラスメント等の行為。

(訪問介護員の体を触る、腕を引っ張り抱きしめる、ヌード写真をみせる等)

訪問介護員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く等のストーカー行為。

サービス提供中に訪問介護員等を含む動画撮影、インターネット等に掲載する行為。

(5) ご家庭のペットに対するお願い

訪問中はゲージや居室以外の部屋で保護する、リードを付けて頂く等ご協力ください。

(6) 利用者又は家族等からのお心づけは固くお断りしています。

## 11 . 当施設の利用料金

**A 介護保険給付サービス利用料金** [利用料金の額:単位数×10.21円]

○ご利用者負担は1割一定以上の所得がある方はご利用者負担が2割又は3割になります。  
(介護保険負担割合証によりご確認ください。)

身体介護の場合					
サービス提供時間	単位数	利用金額	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	163単位	1,664円	166円	333円	499円
20分以上30分未満	244単位	2,491円	249円	498円	747円
30分以上60分未満	387単位	3,951円	395円	790円	1,185円
60分以上90分未満	567単位	5,789円	579円	1,158円	1,737円
30分追加毎	567単位に30分を追加ごとに82単位				
生活援助の場合					
サービス提供時間	単位数	利用金額	1割負担	2割負担	3割負担
20分以上45分未満	179単位	1,828円	183円	366円	548円
45分以上60分未満	220単位	2,246円	225円	449円	674円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合					
20分以上毎 (70分以上を限度)	65単位				

初回加算	200単位/月
(初回訪問介護実施月内にサービス提供責任者が訪問介護又は同行訪問を行った場合、過去2カ月に訪問介護の提供を受けていない場合、要支援⇔要介護の間で区分変更の場合)	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×137/1000
(介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算)	
口腔連携強化加算	50単位/回 ※1月に1回に限り算定可能
(介護施設と歯科医療機関との連携を強化するための加算)	
緊急時訪問介護加算	100単位/回
(居宅サービス計画に位置付けられていない緊急の訪問介護を利用者又は家族から要請を受けてから24時間以内に行った場合)	
夜間または早朝加算	25%加算
(早朝:AM6時～8時 夜間:PM6時～10時)	
深夜加算	50%加算
(深夜:PM10時～AM6時)	
同一建物減算	10%減算
(当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対し、当該建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合)	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	4.2%加算
(介護人材確保のための取り組みをより一層進めるべく、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善するための加算)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%加算
(コロナの克服と超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の一環として、介護職員の定着率向上とサービスの質を維持するための加算)	

## B 介護保険給付外のサービス料金

通院介助時等のヘルパーの待ち時間	30分毎 500円
通常の実施地域を超えての交通費	1kmあたり 125円

## C その他

○次に該当する場合は、実費相当分(上記Aの10割)をご負担いただきます。

区分支給限度額を超過しての利用	支給限度を超えた部分について実費相当
-----------------	--------------------

### 12. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、事前の確認に基づき、あらかじめ届け出られた第一連絡先へ速やかに連絡するとともに、主治医や救急隊に連絡を行う等必要な措置を講じます。

### 13. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、常に関係機関と連絡を密にし必要な措置を講じます。やむを得ず活動が出来ない場合、サービス提供を行いません。暴風警報発令時は可能な限り対応します。

### 14. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への報告を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

### 15. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、正当な理由(医療機関等、介護保険法上に規定される会議)のない限り、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業所との雇用契約内容としています。利用者及びご家族等の同意に基づき、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、及びサービス担当者会議等に必要情報を提供し、介護報酬請求等事業所の管理、運営上必要な範囲において個人情報を使用します。規定にかかわらず、事業所は高齢者虐待防止法及び介護保険法等の定める通報をすることができるものとし、この場合は守秘義務違反を負いません。

### 16. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。介護のこと等で、お悩みのこと、お困りのこと、ご心配なことがありましたらお気軽にご相談ください。

当施設内ご利用者相談・苦情窓口	ご利用時間	月～金曜日
担当 統括施設長 関根 良一		8:30～17:30
管理部長 高田 智彦	電話番号	(0584) 82-2800
	FAX番号	(0584) 82-2881

公的機関においても、苦情申し立てができます。

大垣市役所 介護保険課	大垣市丸の内2丁目29 電話番号 (0584)81-4111 FAX番号 (0584)81-4460
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係	岐阜市下奈良2-2-1 電話番号 (058)275-9826 FAX番号 (058)275-7635
岐阜県運営適正化委員会 (社会福祉協議会内)	岐阜市下奈良2-2-1 電話番号 (058)278-5136 FAX番号 (058)278-5137

最寄の市町村の相談・苦情窓口においても受付けています。

## 17. 損害賠償保険への加入

当事業所において、サービス提供者の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者に故意または過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況などを斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。(※斟酌(しんしゃく):相手の事情や心情をくみとる)

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	社会福祉施設総合保険
補償の概要	第三者賠償責任補償等 賠償責任に備えた補償

契約書及び重要事項説明書の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及びご家族等、

事業所が署名押印の上、利用者と事業所が1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

指定介護予防訪問介護サービスの開始にあたり、利用者に対しての契約書及び本書面に基  
づいて重要事項を説明し同意を得、交付しました。

<事業者>

所在地 〒503-0835  
岐阜県大垣市東前1丁目79番地  
名 称 社会福祉法人 大東福社会  
理事長 西尾 浩志 印

大東ホームヘルプサービス  
管理者 関根 良一 印  
電話番号 (0584)82-2802  
FAX (0584)82-2881

説明者 職名 サービス提供責任者  
氏名 印

私は、以上の契約内容について説明を受け、指定介護予防訪問介護サービスについて重要  
事項説明を受け同意しました。また、個人情報の保護の方針について説明を受け本人及び家  
族ともに同意しました。

<利用者>

住 所  
氏 名 印

<利用者代理人>

住 所  
氏 名 印  
続 柄